

第3期

坂 東 市

子ども・子育て支援事業計画

《 令和7年度～令和11年度 》

概要版



令和7年3月

 坂東市

計画策定の背景と目的

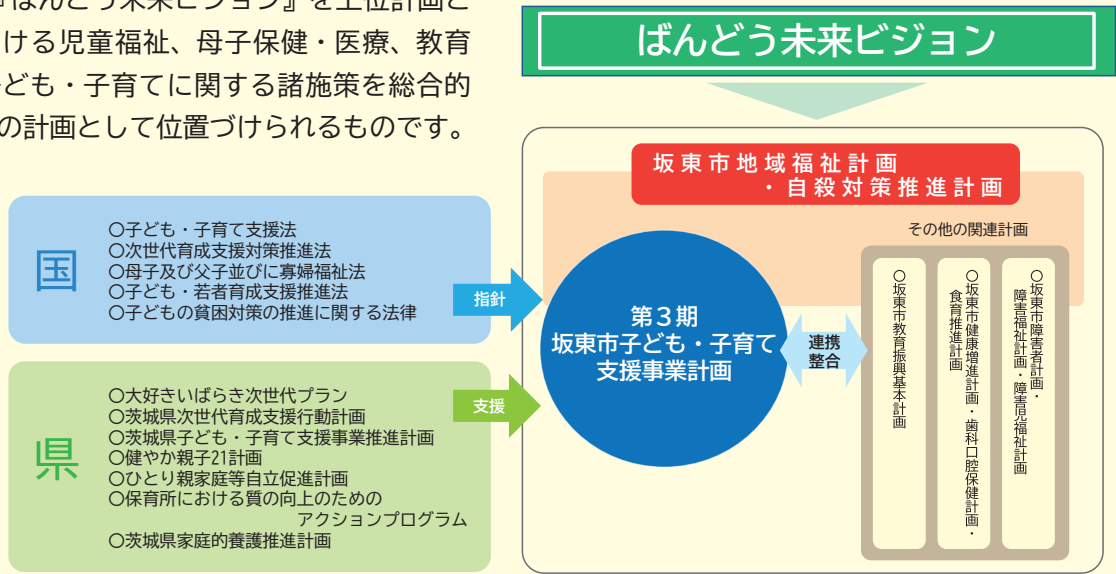
子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであり、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母やご近所など身近な人からの子育ての支援を得にくい状況となる中、就労する既婚女性の割合は増加を続けており、子育てを社会が支援することの必要性和重要性は、これまで以上に高まっています。

本市では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする『第2期坂東市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。『第2期坂東市子ども・子育て支援事業計画』が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である市総合計画『ばんだう未来ビジョン』等との整合をとりながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため、令和7年度を初年度とする『第3期坂東市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（次世代育成支援計画）を一体化した計画です。具体的な計画策定に当たっては、子ども・子育て支援法第60条に基づき、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。また、本計画は、『母子保健計画』『子どもの貧困対策』の内容を内包した本市の子育て支援に関する総合的な計画とします。

本計画は、『ばんだう未来ビジョン』を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。



計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子どもや子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

坂東市 子ども・子育て 支援事業計画	令和 2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
	第2期 坂東市 子ども・子育て支援事業計画					第3期 坂東市 子ども・子育て支援事業計画				

計画策定の基本理念

子どもを生み育てることは、社会を維持し、次代を創造する上で非常に大切な意味を持っています。そのため、子育てへの不安をなくし、子どもを欲しいと思う誰もが安心して、子どもを生み、楽しく育てていける環境・まちづくりを推進する必要があります。

近年では核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、共働き世帯の増加等、子育て家庭を取り巻く環境は急速に変化してきていることから、各家庭におけるニーズを把握し、適切な支援が行き届くよう努めなければなりません。

また、「子どもの権利」が尊重され、すべての子どもが心豊かな人間性を育み、生きる力を身につけ成長できる社会づくりが求められています。

さらに「こどもの貧困」は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

こうした現状に対応するため、本計画は、『ばんどう未来ビジョン』における「ひとづくり」の基本方針である「安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり」と「未来を担う子どもを守り育む教育の充実」に努めるとともに、これまで取り組んできた前期計画の基本理念を踏襲し、「子どもが輝く未来づくり」を基本理念に掲げます。

基本理念



子どもが輝く未来づくり

引き続き、すべての子育て家庭への支援と子どもの健やかな成長を、地域が一体となって支援していくとともに、新たな取り組みである「妊婦のための支援給付金事業」、「多子世帯給食費軽減事業」、「こども家庭センターの充実」、「家庭と学校、障がい児通所支援事業所連携のためのハンドブックの配布」に取り組み、子どもとその家庭をあらゆる面から支える体制づくりを推進します。



施策体系図

本市では、6つの柱と23の施策で計画を推進します。

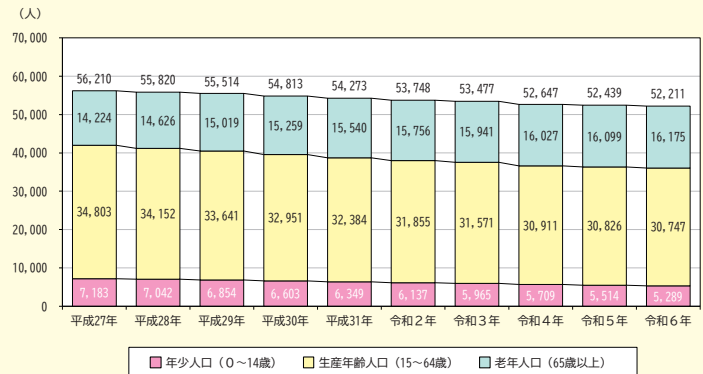
基本理念	施策の方向性		推進施策	
子どもが輝く未来づくり	1	地域全体で支える子育て支援	(1)	子育て家庭への支援、ネットワークづくり
			(2)	子どもの健全な育成の支援
			(3)	地域における人材の養成
	2	親子の健康の確保及び増進	(1)	子どもや母親の健康の確保
			(2)	学童期・思春期からの保健対策の充実
			(3)	「食育」の推進
			(4)	子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
			(5)	小児医療等の充実
	3	豊かな人間性を育む教育環境	(1)	学校等の教育環境の整備
			(2)	文化、スポーツ活動の推進
			(3)	家庭や地域の教育力の向上
			(4)	多様な文化を持った子どもと家庭への支援
	4	子ども等の安全を確保する生活環境	(1)	良好な住宅、良好な居住環境の確保
			(2)	安全な交通環境の整備
			(3)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動
	5	職業生活と家庭生活との両立支援	(1)	多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し等
			(2)	仕事と子育ての両立支援
	6	次世代を応援するきめ細やかな取組	(1)	子どもの人権や自由の尊重
			(2)	児童虐待防止対策、被害にあった子どもの保護
			(3)	ひとり親家庭等の自立支援の推進
			(4)	障がい児施策の充実
			(5)	次代の親の育成
			(6)	経済的困難を抱える家庭への支援

坂東市を取り巻く現状

●人口の推移

本市の総人口は、緩やかな減少を続けており、平成27年の56,210人から令和6年の52,211人と10年で3,999人減少しています。

0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向で推移していますが、65歳以上の老年人口は増加しています。

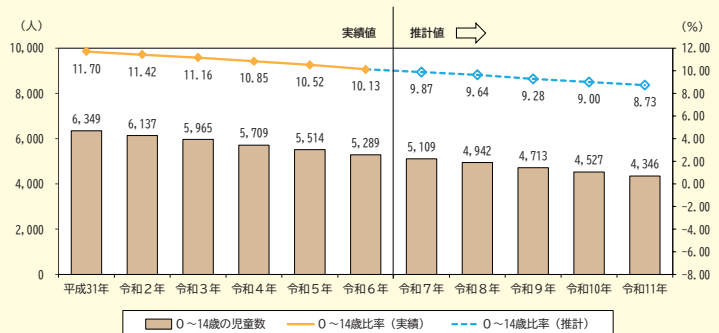


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

●児童数の推移と予測

本市における0歳から14歳までの児童数は年々減少しており、総人口に占める割合も低下しています。

令和2年から令和6年までの年齢別人口を基に、コーホート変化率法によって今後の児童数を推計した結果、0歳から14歳までの児童数については今後も減少が続く見込みとなっており、令和11年には4,346人となる予測となっています。

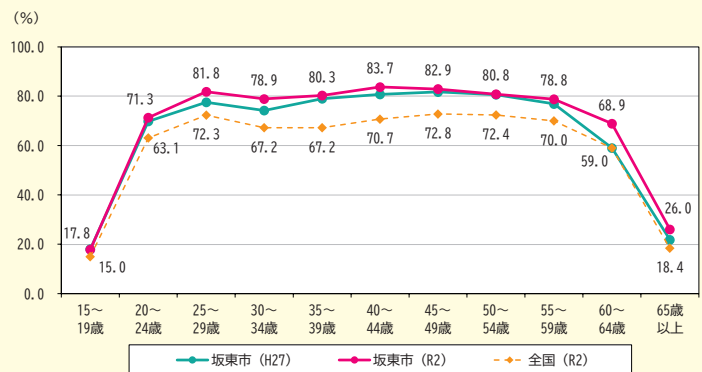


資料：実績値は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口
推計値は、住民基本台帳を基礎データとして、コーホート変化率法により推計

●女性の就業率の推移

本市における女性の年齢別就業率をみると、全国の平均値を大きく上回っています。

また、平成27年の値と比較すると、15歳から19歳を除く年齢において、就業率の上昇がみられます。特に35歳から54歳までの就業率が高く、80%を超えています。

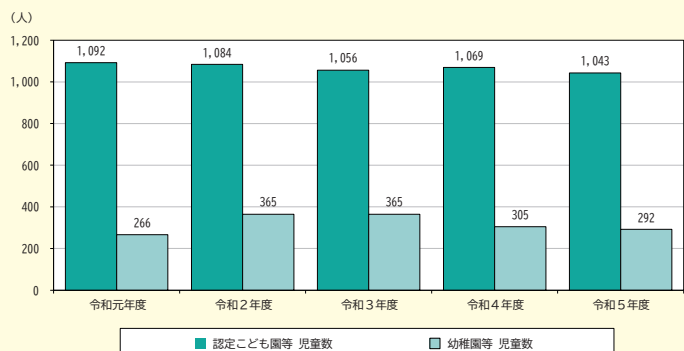


資料：国勢調査

●認定こども園等の児童数の推移

認定こども園等の児童数の推移をみると、年ごとに増減を繰り返していますが、令和5年度は1,043人となっています。

幼稚園等の児童数については、令和3年度は365人でしたが、令和5年度は292人と減少傾向となっています。



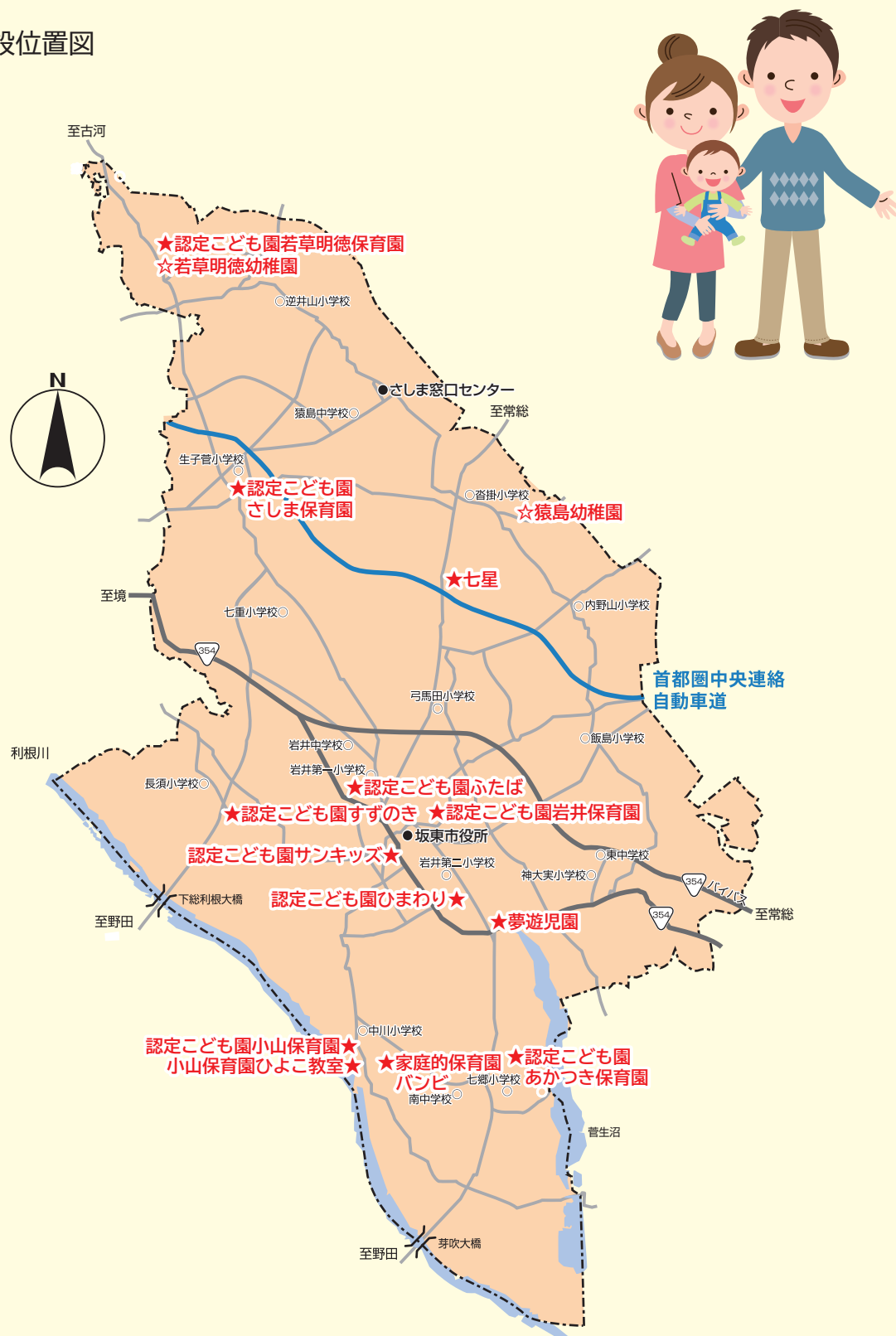
資料：こども課

教育・保育提供区域

本計画は、地理的条件や人口などの社会的条件をはじめ、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めるものとしています。

本市の面積や人口、利便性等から考慮して、区域を分けずに市域全域を「1つの区域」として設定します。

●関連施設位置図



教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

●教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援制度では、幼児期の教育・保育について、利用者個人へ給付する仕組みとなっております。幼稚園、認定こども園事業、地域型保育等事業、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組み（「施設型給付」及び「地域型保育給付」）で公費の対象となります。

また、これらの施設型給付及び地域型保育給付を利用する子どもは、市の認定を受けます。

認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、利用できる施設等が異なります。

区分	対象		利用する教育・保育
1号認定	3歳以上	幼稚園等の利用を希望する方	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
2号認定	3歳以上	就労など、保育の必要な事由に該当し、認定こども園等の利用を希望する方	認定こども園等（保育園機能）
3号認定	0～2歳		認定こども園等（保育園機能） 地域型保育

●教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

1号認定（3歳～5歳：教育ニーズ）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	280	265	250	233	228
② 確保方策	438	438	438	438	438
特定教育・保育施設	438	438	438	438	438
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

2号認定（3歳～5歳：保育ニーズ）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	542	514	484	452	442
② 確保方策	601	601	601	601	601
特定教育・保育施設	601	601	601	601	601
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

3号認定（0歳～2歳：保育ニーズ）

（単位：人）

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み	83	144	164	82	142	160	80	139	156	80	136	153	79	135	150
② 確保方策	83	149	188	83	149	188	83	149	188	83	149	188	83	149	188
特定教育・保育施設	70	126	165	70	126	165	70	126	165	70	126	165	70	126	165
特定地域型保育事業	13	23	23	13	23	23	13	23	23	13	23	23	13	23	23
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する事業です。これまでの事業実績やニーズ調査結果、児童数の推計等をもとに、量の見込み等を算出しました。今後は、以下のような提供体制で進めていきます。

事業名		事業概要等	令和11年度	
			量の見込み等	提供体制
①	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、相談・助言、関係機関との連絡・調整等を実施する事業	2か所	2か所
②	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定こども園等において保育を実施する事業	175人	175人
③	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労等により保護者が昼間家庭にいない就学児童を対象に、放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、支援することを通じて健全な育成を図ることを目的とする事業	1,087人	1,087人
④	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業	年間延利用日数 10日	年間延利用日数 10日
⑤	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	194人	194人
⑥	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業	51人	51人
⑦	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	2,684人回	2,684人回
⑧	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について(主として昼間)、幼稚園や認定こども園等において、一時的に保育を行う事業	18,341人日	18,341人日
⑨	病児保育事業	病児保育は、病院・認定こども園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業	80人日	80人日
⑩	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	20人日	20人日
⑪	妊婦健康診査	妊婦と赤ちゃんの健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査及び計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠週数に応じた医学的検査を実施する事業	260人	260人
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等の利用で、日用品、文房具等の物品の購入に要する費用又は行事への参加費用等を助成する事業	国が設定する対象範囲と上限額をもとに検討	
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	民間事業者の参入の促進、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	国の動向を踏まえ、供給体制整備の必要性に応じて、調査研究を推進	
⑭	妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊婦期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業	260人	780人
⑮	産後ケア事業	産後ケアを必要とする、産後1年以内の母親に対して、心身のケアや育児サポート等を行う事業	59人	59人
⑯	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保護者の就労要件などを問わず、0歳6か月から3歳未満を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、認定こども園等に預けることができる制度	17人	17人
⑰	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対して不安や負担を抱え、支援が特に必要と認められる家庭に対して、ヘルパーやベビーシッター等が居宅を訪問して家事や育児の支援を行う事業	今後、事業の実施について検討	
⑱	児童育成支援拠点事業	個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業	今後、事業の実施について検討	
⑲	親子関係形成支援事業	児童との関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施、同じ悩みや不安を抱える保護者間で悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業	16人	16人

第3期坂東市子ども・子育て支援事業計画《概要版》

発行 令和7年3月 茨城県坂東市
 編集 坂東市役所 保健福祉部 こども課
 住所 〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地
 TEL 0297-21-2191(直通)